

第 4 5 8 回（定例）福崎町議会会議録

平成 2 6 年 1 2 月 5 日（金）

午前 9 時 3 0 分 開 会

1. 平成 2 6 年 1 2 月 5 日、第 4 5 8 回（定例）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

1. 出席議員 1 4 名

1 番	宮 内 富 夫	8 番	前 川 裕 量
2 番	木 村 いづみ	9 番	松 岡 秀 人
3 番	牛 尾 雅 一	1 0 番	難 波 靖 通
4 番	城 谷 英 之	1 1 番	小 林 博
5 番	富 田 昭 市	1 2 番	高 井 國 年
6 番	北 山 孝 彦	1 3 番	釜 坂 道 弘
7 番	石 野 光 市	1 4 番	志 水 正 幸

1. 欠席議員（な し）

1. 事務局より出席した職員

事 務 局 長 志 水 利 雄 主 査 佐 野 允 保

1. 説明のため出席した職員

町 長	嶋 田 正 義	副 町 長	橋 本 省 三
教 育 長	高 寄 十 郎	技 監	松 尾 成 史
会 計 管 理 者	萩 原 昌 美	総 務 課 長	尾 崎 吉 晴
企 画 財 政 課 長	福 永 聡	税 務 課 長	中 塚 保 彦
地 域 振 興 課 長	近 藤 博 之	住 民 生 活 課 長	谷 岡 周 和
健 康 福 祉 課 長	高 松 伸 一	農 林 振 興 課 長	井 上 茂 樹
ま ち づ く り 課 長	豊 國 明 仁	上 下 水 道 課 長	長 澤 茂 弘
社 会 教 育 課 長	山 下 健 介	学 校 教 育 課 長	山 本 欽 也

1. 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸報告
- 第 4 報告第 1 9 号 議会の委任による専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解すること）
- 第 5 議案第 6 6 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 2 6 年度福崎町一般会計補正予算（第 3 号））
- 第 6 議案第 6 7 号 福崎町特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例及び福崎町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 7 議案第 6 8 号 福崎町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 8 議案第 6 9 号 福崎町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 第 9 議案第 7 0 号 福崎町公衆便所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

- | | | |
|-------|-----------|--|
| 第 1 0 | 議案第 7 1 号 | 福崎町もちむぎのやかたの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について |
| 第 1 1 | 議案第 7 2 号 | 福崎町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について |
| 第 1 2 | 議案第 7 3 号 | 福崎町屋外体育施設の設置及び管理に関する条例の制定について |
| 第 1 3 | 議案第 7 4 号 | 福崎町第 5 次総合計画基本構想及び基本計画について |
| 第 1 4 | 議案第 7 5 号 | 平成 2 6 年度福崎町一般会計補正予算（第 4 号）について |
| 第 1 5 | 議案第 7 6 号 | 平成 2 6 年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について |
| 第 1 6 | 議案第 7 7 号 | 平成 2 6 年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）について |
| 第 1 7 | 議案第 7 8 号 | 平成 2 6 年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について |
| 第 1 8 | 議案第 7 9 号 | 平成 2 6 年度福崎町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）について |
| 第 1 9 | 議案第 8 0 号 | 平成 2 6 年度福崎町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について |
| 第 2 0 | 議案第 8 1 号 | 平成 2 6 年度福崎町水道事業会計補正予算（第 1 号）について |
| 第 2 1 | 議案第 8 2 号 | 平成 2 6 年度福崎町工業用水道事業会計補正予算（第 1 号）について |
| 第 2 2 | 議案第 8 3 号 | 字区域の変更について |
| 第 2 3 | 議案第 8 4 号 | 工事請負契約の変更について（福崎工業団地下水道面整備工事（第 1 工区）） |
| 第 2 4 | 議案第 8 5 号 | 工事請負契約の変更について（（仮称）福崎町多目的公園整備工事） |

1. 本日の会議に付した事件

- | | | |
|-------|------------|---|
| 第 1 | 会議録署名議員の指名 | |
| 第 2 | 会期の決定 | |
| 第 3 | 諸報告 | |
| 第 4 | 報告第 1 9 号 | 議会の委任による専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解すること）について |
| 第 5 | 議案第 6 6 号 | 専決処分の承認を求めることについて（平成 2 6 年度福崎町一般会計補正予算（第 3 号）） |
| 第 6 | 議案第 6 7 号 | 福崎町特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例及び福崎町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について |
| 第 7 | 議案第 6 8 号 | 福崎町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について |
| 第 8 | 議案第 6 9 号 | 福崎町国民健康保険条例の一部を改正する条例について |
| 第 9 | 議案第 7 0 号 | 福崎町公衆便所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について |
| 第 1 0 | 議案第 7 1 号 | 福崎町もちむぎのやかたの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について |

- 第 1 1 議案第 7 2 号 福崎町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 第 1 2 議案第 7 3 号 福崎町屋外体育施設の設置及び管理に関する条例の制定について
- 第 1 3 議案第 7 4 号 福崎町第 5 次総合計画基本構想及び基本計画について
- 第 1 4 議案第 7 5 号 平成 2 6 年度福崎町一般会計補正予算（第 4 号）について
- 第 1 5 議案第 7 6 号 平成 2 6 年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 第 1 6 議案第 7 7 号 平成 2 6 年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 第 1 7 議案第 7 8 号 平成 2 6 年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 第 1 8 議案第 7 9 号 平成 2 6 年度福崎町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 第 1 9 議案第 8 0 号 平成 2 6 年度福崎町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 第 2 0 議案第 8 1 号 平成 2 6 年度福崎町水道事業会計補正予算（第 1 号）について
- 第 2 1 議案第 8 2 号 平成 2 6 年度福崎町工業用水道事業会計補正予算（第 1 号）について
- 第 2 2 議案第 8 3 号 字区域の変更について
- 第 2 3 議案第 8 4 号 工事請負契約の変更について（福崎工業団地下水道面整備工事（第 1 工区））
- 第 2 4 議案第 8 5 号 工事請負契約の変更について（（仮称）福崎町多目的公園整備工事）

1. 開会

議 長 皆さん、おはようございます。

議員の皆様におかれましては、早朝よりご参集をいただき、まことにありがとうございます。

第 4 5 8 回福崎町議会定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

師走に入り、日ごとに増していく寒さに、冬の訪れを感じる季節となりました。

さて、福崎町議会では、町民とともに歩む議会を目指して、初めての議会報告会及び意見交換会を開催いたしました。

この議会報告会では、議員活動の報告や説明を行い、町民の皆さんと議員が情報や意見を交換いたしました。

理事者の皆様には資料提供について、いろいろと協力いただき、ありがとうございました。

さて、本定例会に提案されます案件は、報告第 1 9 号の 1 件、議案第 6 6 号から議案第 8 5 号までの 2 0 件であります。

いずれも重要な案件でありますので、慎重にご審議をいただき、また、議事の円滑なる運営につきましても、格別のご協力をお願い申し上げます。

既にお手元に配付しております議案のうち、理事者からの申し出により、議案第 7 4 号について、差しかえをお願いいたします。

事務局に配付をさせます。
暫時休憩いたします。

◇

休憩 午前 9 時 3 1 分
再開 午前 9 時 3 2 分

◇

- 議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。
配付漏れはございませんか。
なお、差しかえの理由の説明については、上程後の提案説明の中で述べてください。
ただいまの出席議員数は、14名でございます。定足数に達しております。
よって、第458回福崎町議会定例会が成立したことを宣告いたします。
また、事務局から写真撮影の申し出が出ておりますので、撮影を許可いたします。
ただいまから、第458回福崎町議会定例会を開会いたします。
なお、日程に入る前に、11月1日付で職員の異動がありました。この際、新しく課長になられた谷岡住民生活課長から挨拶の申し出がありました。発言を許可いたします。
- 住民生活課長 11月1日の人事異動によりまして、住民生活課長を拝命いたしました谷岡周和でございます。
微力ではございますが、環境保全や防災など、住民の皆様が安全で安心して暮らせるまちづくりのため、努力してまいる所存でございますので、議員皆様方のご指導ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。
- 議 長 これより本日の日程に入ります。
本日の日程は、お手元に配付しております議事日程に記載のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議 長 日程第1は会議録署名議員の指名であります。
会議録署名議員の指名は、会議規則第127条の規定により議長が指名をいたします。
2番、木村いづみ議員
11番、小林 博議員
以上の両議員をお願いをいたします。

日程第2 会期の決定

- 議 長 日程第2は、会期の決定であります。
会期の決定の件を議題といたします。
去る11月28日、議会運営委員会を開いて検討をお願いいたしましたところ、既に皆様のお手元に配付しております日程表案のとおり、本日から12月19日までの15日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。
よって、会期は本日から12月19日までの15日間といたします。

日程第3 諸報告

- 議長 日程第3は、諸報告であります。
- 9月29日の第457回定例会閉会后、本日までの議会活動報告については、事務局に報告させます。
- 事務局 議会活動報告をいたします。
- 報告の内容につきましては、主なものを申し上げます。
- 10月3日、淡路夢舞台国際会議場において、地域活性化フォーラム in 兵庫が行われ、議長が出席いたしました。
- 10月18日、神河町中央公民館において、神崎郡体育協会30周年記念式典が開催され、副議長が出席いたしました。
- 10月24日、第2委員会室において、会派代表者会議を開催し、会派の代表が出席し、政務活動費の運用基準及び議員政治倫理条例の制定について協議いたしました。
- 同じく10月24日、市川町保健福祉センターにおいて、神崎郡議長会全議員研究会が開催され、議長ほか各議員が出席いたしました。
- 11月7日、新温泉町夢ホールにおいて、兵庫県町議会議長会議員研究会が開催され、副議長ほか各議員が出席いたしました。
- 11月8日、東京臨海広域防災公園において、第24回全国消防操法大会が開催され、議長及び民生まちづくり常任委員長が応援に出向きました。
- 11月11日、グランドアーク半蔵門において、議長が地元選出等の国会議員に対し中播磨地域における広域観光の推進と支援などについて要望してまいりました。
- 11月12日、NHKホールにおいて、第58回町村議会議長会全国大会が開催され、議長が出席いたしました。
- 11月13日、グリーンアリーナ神戸において、第17回全国農業担い手サミット in ひょうごが開催され、議長及び民生まちづくり常任委員長が出席いたしました。
- 11月22日及び30日、福崎町議会報告会及び意見交換会を開催し、町民の皆さんと活発な意見交換をいたしました。
- その他の議会活動報告は、お手元に配付の報告書のとおりです。
- 以上です。
- 議長 以上で議会活動報告を終わります。
- また、例月出納検査の報告書及び陳情書が議長宛に提出されており、その写しを配付しております。
- 続いて、町長からの申し出により、行政報告を行います。
- 副町長 行政報告をさせていただきます。
- 総務課からありますが、平成26年度職員採用試験の第2次試験を11月10日に実施しました。一般行政職は9名が受験し、合格4名、補欠合格2名、不合格3名となりました。一般行政職、障がいのある方は3名が受験し、合格1名、不合格2名となりました。管理栄養士は4名が受験し、合格1名、補欠合格1名、不合格2名となりました。建築職は1名が受験し、合格となりました。
- 嘱託臨時職員の募集についてであります。町広報紙、区長文書回覧などでお知らせしますが、採用募集受付を平成27年1月6日から1月14日まで行います。なお、試験日は1月29日です。
- 次に、選挙管理事務についてありますが、解散による衆議院議員総選挙は1

2月2日公示、14日投票の日程で執行されます。また、任期満了に伴う、田原東部土地改良区総代選挙は、12月10日告示、21日投票の日程で執行されます。

選挙人名簿登録者数は、12月1日の基準日現在、男子7,415人、女子8,139人、計1万5,554人となっています。前回の9月基準日より39人の増となっているところであります。

企画財政課からであります。11月11日に平成27年度予算編成指示会議を開催し、予算編成方針を提示いたしました。目まぐるしく変化する国政の動向に注意しつつ、厳しい財政状況の中にあっても、JR福崎駅周辺整備の推進や、田原小学校体育館の建設のほか、自律（立）の心を育て、参画と協働のまちづくりの4本の柱を軸に、町民の命と暮らしを守り、活力あるまちづくりに取り組むことを基本として、予算編成を進めるよう、指示しているところであります。

続いて、税務課からであります。国民健康保険税の納税相談を11月10日から14日までの5日間行いました。対象者は249名で、期間中55名の窓口相談がありました。11月17日には、新しい保険証を発送しており、更新時においても随時納税相談に応じていきます。

また、滞納整理対策委員会では、関係課によります合同徴収を11月27日に実施いたしました。町税全般におきましても、年末に向けて電話催告、夜間徴収を実施し、滞納額の減少に努めてまいります。

続きまして、住民生活課からであります。消防団非常呼集訓練を11月2日早朝に実施し、秋期全国火災予防運動に先駆け、町内防火パレードを実施しました。

11月8日、第24回全国消防操法大会が東京臨海広域防災公園で開催され、福崎町消防団庄分団が小型動力ポンプの部で兵庫県代表として出場し、準優勝というすばらしい成績をおさめました。11月22日にはエルデホールにおいて、多くの来賓を迎え、祝賀会を開催いたしました。

第25回自然歩道を歩こう大会を、11月23日、東コースで実施し、天候にも恵まれ、町内外から1,426人の参加がありました。

12月1日から12月10日まで、年末の交通事故防止運動を展開し、各種のキャンペーンを実施しています。

当面の行事予定につきましては、12月26日から12月30日まで、消防団年末特別警戒を実施します。また、消防団出初式を来年1月11日に田原小学校で開催いたします。

健康福祉課からであります。10月26日に町ぐるみ健診未受診者を対象に、特定健康診査とがん検診を実施しました。今年度国保の特定健診は、人間ドックも合わせて1,264人が受診され、受診率は36.9%となりました。

11月2日の福崎秋まつりには、食育イベントを開催し、もちむぎ料理レシピコンテストにおいて、学生の部3名、一般の部5名の方に優秀賞等の表彰を行いました。食育サンバの歌詞優秀賞の表彰も行い、VIVA!福崎ごちそうサンバの歌と幼稚園児による踊りを披露し、食育をPRしました。また、昨年に引き続きひみつのごちそう村では、多くの方に郷土の食を楽しんでいただきました。

11月20日には、第2回介護保険運営協議会において、来年度から3年間の第6期事業計画の基本目標や保険料等について、中間報告を行い、審議をしていただきました。

地域振興課からであります。商工業者、行政、住民等が一体となって商工業の振興と活力ある地域づくりを進めていくため、その基本的な方針等を検証する、（仮称）福崎町商工業振興基本条例検討委員会を設置いたしました。一般公募を

含む委員 13 名による検討を重ねていただき、条例化を目指します。

第 41 回福崎秋まつりは、11 月 1 日、2 日に開催いたしました。1 日目は商工会を中心とした産業祭のほか、友好都市提携を結んだ遠野市の本田市長による記念公園や、タレントで怪談家でもある稲川淳二氏による文化講演会を行いました。2 日目は公民館クラブ活動発表会などを行い、1 日目、2 日目ともにたくさんの人出でにぎわいました。

本年度初めて取り組んだ全国妖怪造形コンテストは、全国各地から応募があり、一般部門 91 作品、ジュニア部門 22 作品、合計 113 作品の写真が寄せられました。審査は造形分野の専門家並びに町関係者など 13 名の審査員によって行い、今月中に入賞作品を決定いたします。

続いて、農林振興課からであります。10 月 19 日、市川の自然を守る会と市川流域アメニティ研究会が家族ふれあいイベントを市川河川公園で開催しました。幼稚園児とその家族など約 80 人が参加し、環境学習の紙芝居を見た後、アマゴとモクズガニのつかみ取りや試食が行われました。

11 月 13 日、14 日、第 17 回全国農業担い手サミットが兵庫県で開催されました。13 日はグリーンアリーナ神戸で、皇太子殿下をお迎えして、約 2,500 人が参加のもと全体会が開催され、その後県下 9 カ所に分かれて地域交流会が行われました。14 日は地域別に現地研修会が行われ、中播磨地域の集落営農と特産もち麦コースには、全国から約 40 名の方が参加され、福崎町の株式会社八千種営農、もちむぎのやかた、旬彩蔵福崎において研修・交流をされました。

11 月 29 日、もち麦の可能性を考えるフォーラム Part 2 がエルデホールで開催されました。もちむぎ料理バイキング、もち麦ノ里食堂には、全国からの応募の中から選ばれた 100 人の方が 40 種類のもちむぎ料理を味わいました。午後からは田原小学校及び兵庫県立大学の事例発表、管理栄養士の平野先生による講演会が行われ、約 240 名が参加されました。

続いて、まちづくり課からであります。福崎駅利用者の利便性向上と駅へのアクセス強化を目的として、駅前広場アクセス道路、駐車場、観光交流センターなどの整備を 5 カ年計画で進めています。関係者の皆様のご協力のもと、用地測量、物件調査を行い、当初のスケジュールどおり 12 月から順次用地補償交渉に入ることとし、12 月 6 日に関係者の皆様を対象に、説明会を開催します。関係機関との調整や地域住民の理解を求めながら、事業を推進してまいります。

長野橋は国道 312 号を補完する幹線道路、町道西治長野線の要として、また小中学生の通学路として、特に重要な役割を担っており、歩行者の安全性の向上を目指して、橋側歩道橋整備を進めています。11 月 11 日には橋桁の架設作業が完了しました。27 年 3 月末供用開始を目標に整備を進めてまいります。

都市計画道路網の見直しについては、計画変更素案の住民説明会を 11 月 15 日、16 日に行いました。また、関係機関との協議を行い、12 月 9 日から 12 月 24 日まで、法定縦覧を行います。

続いて、上下水道課からであります。下水道部門では八反田東地区、下水道舗装本復旧工事は完了しました。工業団地において、企業の協力を得ながら工事を進めておりますが、岩盤が予定よりかたい部分があり、推進工法の変更等に伴う工事請負契約の変更についての議案を、今議会でお願ひしています。

また、11 月 18 日には企業会館で工業団地企業に対して、排水の水質基準等についての研修会を実施いたしました。

内水対策では、川端川雨水幹線（第 2 工区）も事業を進めています。

水道部門につきましては、福田水源地や山崎配水池の整備事業はほぼ予定どお

りに進んでいます。井ノ口水管橋の歩廊塗装工事にも着手いたしました。

続いて、学校教育課からであります。（仮称）高岡幼児園建設工事は、柱、壁、屋根のコンクリートを打設したところで、１１月末の工事進捗率は５０％であります。

教育委員会事務事業点検評価につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、平成２５年度分の教育委員会事務事業点検評価を行いました。点検評価に当たっては、学識経験者４名の意見を求めて、事務事業点検評価報告書を作成しました。報告書は教育委員会のホームページに公表するとともに、教育行政の充実向上につなげてまいります。

児童・生徒の英語力を高めるとともに国際理解を深めるために、第１０回イングリッシュフェスティバルを１１月２日にエルデホールで開催しました。今年度は各小中学校の児童・生徒、役場職員の発表などに加えて、遠野市職員の英語による遠野市の紹介や、英語クラブのパフォーマンスを披露いたしました。

中学生の活躍については、福崎東中学校に２年生中川彩瑛さんが、兵庫県主催の食育絵手紙コンクールで最優秀賞を受賞しました。

続いて、社会教育課からであります。第２回柳田國男ふるさと賞の入賞作品を集めた福崎子どもふるさと展を１０月１８日から１１月２４日まで、柳田國男・松岡家記念館の秋季展と合わせ、開催いたしました。また、期間中、遠野市友好都市提携記念企画展も開催いたしました。１１月１６日には、昨年、日本民俗学会研究奨励賞で福崎町賞を贈った後藤麻衣子氏を講師にお迎えし、講演会を実施いたしました。

１１月２４日、福崎町文化財シンポジウムをエルデホールで開催しました。パネリストは福崎町の文化財を多面的な角度で捉え、地域の歴史・文化遺産を後生へつなぐ重要な役割を認識するよい機会となりました。

老人大学祭は、１１月１５日、１６日に文化センターで実施しました。各部の展示や記念式典、演奏会が行われました。

人権青少年健全育成フェスティバルを、１２月７日に、エルデホールで開催いたします。小中学生の体験発表や、翻訳家の池田香代子氏をお招きし、「１００人の村、あなたもここに生きています」と題し、講演会を実施いたします。

第７回吉識雅夫科学賞の入賞作品を集めた、福崎子ども科学展を明日の１２月６日から２１日まで、町立図書館で開催いたします。

平成２６年度成人式を来年１月１２日にエルデホールで実施いたします。現在、成人式に向け、実行委員会で運営等について、協議をしているところであります。

以上で、行政報告を終わらせていただきます。

議長 次は、議案の上程及び議案説明であります。

これより、報告第１９号、議会の委任による専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解すること）から、議案第８５号、工事請負契約の変更について（（仮称）福崎町多目的公園整備工事）までの２１件を議題といたします。

これから、上程議案に対する町長の提案内容の説明を求めてまいります。

町長 おはようございます。

第４５８回福崎町議会定例会にご出席をいただきまして、ありがとうございます。

９月議会から今日まで、福崎秋まつり、全国消防操法大会、自然歩道を歩こう大会、もち麦の可能性を考えるフォーラムなど、たくさんの行事を行いました。

そのどれもに議員及び町民の皆様の参加をいただきまして、大変ありがとうございました。

議会にあっては、初めての試みとして議会報告会が行われました。

この間、心配しておりました台風は幸い福崎町にとって比較的影響の少ないコースを通過したため、大きな被害を受けずに済みました。しかし、地域によっては大変な被害を受けていますので、防災・減災の取り組みはしっかりと進めていかなければならないと考えています。

昔から一寸先は闇と、このように言われておりますけれども、衆議院が解散するという事になりました。あれほど多数を誇っている与党でありますから、よもやこんなことにはならないと思っておりましたけれども、解散になったわけでございます。しかも、きょうで早4日目を迎えるということになっているわけがあります。

テレビや新聞では解散の大義がはっきりしない選挙と言われておりますけれども、私なりに争点をまとめてみました。

第1の争点は、やはり消費税ではないかと、このように思っているわけであります。

識者の中には、消費税を延期することに対する不満の声も聞こえますが、選挙を受けて立つ政党間では消費税の先送りは争点とはなっていないようです。

消費税を先送りして実施するか、それともきっぱり中止するかということが争点になっているわけであります。

第2の争点は、アベノミクスそのものが争点になっているようです。これをどのように評価するかということであります。

アベノミクスは経済再建に貢献しているから、まだ道半ばなので、その道をどんどん進めていってほしいという意見もありますけれども、同時に、経済再建どころか格差がどんどん広がって景気が悪化したといい、この道を進められては困ると、転換してほしいという、そのような声もあるわけであります。

第3の争点は、やはり集団的自衛権に関することであろうと思います。昨年7月1日に集団的自衛権が閣議決定されましたけれども、その方向で行使するのか、それともそうではなしに、9条の精神を守って平和な道を歩むのか、このことが大きく問われていると思います。

第4の争点は、原子力発電所の再稼働を認めるかどうかということであります。今、原子力発電所は全然稼働しておりませんけれども、どうにか電力が賄われている、こういう状況から、原子力発電所の再稼働はしなくてもいいのではないかと、そうではなしに、自然のエネルギー、その他のいろんなエネルギーを考案いたしまして、エネルギーを開発し、福島原子力発電所のような事故を繰り返してはならないと、そんな声もあるわけであります。

第5の争点は、沖縄の基地をどうするか、日本の基地をどうするかということが問われていると思います。

沖縄の基地問題はもう決定しているわけでありますから、粛々と進めるべきであるという声もあれば、いやいやそうではなしに、新しい知事が決まったんだから、その方向に沿って進めて、日本の平和と安全のために寄与すべきだと、このような声が出ているわけであります。

第6の争点は、秘密保護法をめぐる問題ではないかと思います。秘密保護法によって、普通の国になることを目指すのか、それとも民主主義国家として秘密は認めず、情報は公開していく、この方向をとるのかということが鋭く問われている、このように思っているわけであります。

この六つの争点は、いずれも私たちの暮らしに大きな影響がありますので、しっかりと論議をしていかなければならないと、このように考えております。

そして、この争点をしっかり見つめながら、有権者の方々におかれましては、棄権することなく、全員が投票していただきたい、このように私は考えているわけであります。

福崎町にとりましては、人口の減少、地方創生、中小企業と農業問題、福祉・教育など、気になることがたくさんあります。選挙で審判を受けられる政党と候補者にあつては、より具体的に政見や公約を語ってほしいと思います。

そして1票を行使する有権者にあつては、政見をよく聞いて、棄権することなく投票に参加をしてほしい、このように願っているわけであります。

さて、今議会には、報告1件と20件の議案を提出しております。

議案第74号は福崎町第5次総合計画基本構想及び基本計画についてであります。この計画策定に当たっては、福崎町総合計画審議会を設置し、9回の会議を開いて検討をしていただいた結果、答申をいただいたものであり、これから10年間の福崎町の方針を形づくるものである重要な案件でございます。

議案第75号は一般会計補正予算（第4号）についてであります。歳入歳出にそれぞれ1億5,010万円を追加し、総額は87億8,850万円とするものであります。田原小学校体育館の取り壊し及び建設に関するもの、特別職及び一般職員の給与に関するものなどが含まれております。

提案している議案はそれぞれ町民生活に関係のある大切なものばかりでございます。詳細な説明につきましては各担当課長が行いますので、十分ご審議の上、ご賛同賜りますように、心からお願いをして、発言とさせていただきます。

議長 ただいま町長から上程議案に対する概要の説明が終わりました。

これから議案番号順に、詳細なる説明を求めてまいります。関連する議案は複数で説明を求める場合もございますので、あらかじめご承知ください。

日程第4 報告第19号 議会の委任による専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解すること）について

議長 日程4、報告第19号、議会の委任による専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解すること）を議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

税務課長 報告第19号、議会の委任による専決処分の報告について、ご説明申し上げます。

この報告は5月の臨時議会で報告いたしました交通事故のうち、人身事故に係る損害賠償の示談が調い、その額を定め、和解することについて、平成26年9月11日に専決処分を行ったことについて、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものです。

報告第19号、議案資料2、事故発生場所の位置及び発生状況略図を添付してありますので、ご参照ください。

事故の概要は、平成26年2月18日に福崎町馬田174番2地先において、福崎町〇〇〇〇〇〇〇〇にお住まいの〇〇〇〇〇さんの自転車の前輪部付近と接触し、腰部を打撲されたもので、損害賠償として慰謝料を含む治療費16万460円で示談し、和解したものです。

以上、議会の委任による専決処分についての報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

日程第5 議案第66号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度福崎町一般会

計補正予算（第３号）

議 長 日程第５、議案第６６号、専決処分の承認を求めることについて（平成２６年度福崎町一般会計補正予算（第３号））を議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

企画財政課長 議案第６６号について、ご説明を申し上げます。

今回の専決につきましては、１１月２１日、衆議院の解散により公職選挙法に基づき、１２月２日公示、１２月１４日投票日の日程に対し、選挙事務の準備等が必要なことから、やむを得ず専決をさせていただいたものであります。

専決内容につきましては、次ページの専決処分書によるもので、１１月２１日付で平成２６年度福崎町一般会計補正予算（第３号）を定めるものであります。

補正の内容につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ９８０万円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を８６億３，８４０万円とするものであります。

第１表、歳入歳出予算補正につきましては、事項別明細書によりご説明を申し上げます。

（以下、事項別明細書朗読説明につき省略）

以上、専決処分に至った経緯をご理解いただきますとともに、ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

日程第６ 議案第６７号 福崎町特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例及び福崎町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

日程第７ 議案第６８号 福崎町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議 長 日程第６、議案第６７号、福崎町特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例及び福崎町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、及び日程第７、議案第６８号、福崎町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを、一括議題といたします。

両案に対する詳細なる説明を求めます。

総務課長 議案第６７号、議案第６８号について、説明を申し上げます。

この２議案は、平成２６年８月の人事院勧告に係るものです。ここ数年、民間賃金が厳しい状況にあったことを反映して、月例給または特別給の減額による年間給与の減少または据え置きが続いていましたが、本年は平成１９年以来７年ぶりに年間給与が増額の勧告となりました。

本年の人事院の給与勧告の骨子につきましては、議案第６８号資料の７ページにお示ししておりますので、ごらんください。

一つに、公務員給与と民間給与との格差を埋めるため、平均で０．２７％を引き上げますが、世代間の給与配分の観点から、若年層に重点を置いています。

二つ目には、期末勤勉手当の引き上げです。０．１５カ月の引き上げとなりますが、勤務成績に応じた給与の推進のため、勤勉手当に配分されています。

これらの勧告を踏まえて、条例改正をしようとするものです。

なお、俸給表や諸手当のあり方を含めた給与制度の総合的見直しにつきましては、他市町の動向も見据えた中で、３月議会での条例改正を予定しております。

それでは、議案第６７号について、新旧対照表で説明いたします。議案資料１

ページをごらんください。

特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例の一部改正、第1条関係でございます。期末手当として、条例第4条第2項の表中、12月1日の基準日に6カ月の在職期間を有する者に支給する期末手当の額を0.15カ月引き上げ、100分の205を100分の220とするほか、それぞれ在職期間に応じた支給率も改め、附則で平成26年12月1日から施行するものでございます。

2ページをお開きください。

第2条関係でございます。これは27年度以降の期末手当を定めようとするものです。条例第4条第2項の表中、6月1日の基準日に関しては6カ月の在職期間を有する者に支給する期末手当の額を0.075カ月引き上げ、100分の185を100分の192.5とするほか、それぞれ在職期間に応じた支給率も改めています。

また、12月1日の基準日に関しては、6カ月の在職期間を有する者に支給する期末手当の額を、先ほど引き上げた100分の220から100分の212.5と、0.075カ月引き下げます。なお、それぞれ在職期間に応じた支給率も改めています。附則で平成27年4月1日から施行するものでございます。

3ページをお開きください。

議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正、第3条でございます。先ほどの特別職の条例改正第1条関係と同様の改正内容であります。

4ページをお開きください。

第4条関係です。これも先ほど説明しました特別職の条例改正第2条関係と同様の改正内容であります。

なお、この改正によりまして、特別職及び議会議員の期末手当の年間支給月数は3.9カ月から4.05カ月となります。

続きまして、議案第68号の説明を、新旧対照表でさせていただきます。

1ページをお開きください。

一般職の職員の給与に関する条例の一部改正、第1条関係でございます。

条例第28条第2項第1号の改正は、勤勉手当の改正で、12月支給の勤勉手当を0.15カ月引き上げ、100分の67.5を、100分の82.5に改めるものです。

第2号は、再任用職員の改正です。

附則の12項は55歳を超える6級以上の職員は勤勉手当についても1.5%削減することを定めております。

2ページから5ページをごらんください。

別表第1第7条関係は、行政職給料表を改めるもので、若年層に手厚い引き上げとなっております。平均で0.3%の引き上げとなります。勤勉手当については、平成26年12月1日、行政職給料については、平成26年4月1日施行となります。

6ページをお開きください。

第2条は平成27年4月1日施行となります。条例第28条第2項は勤勉手当の改正で、6月及び12月支給の勤勉手当をそれぞれ0.075カ月引き下げ、100分の82.5を100分の75とするものです。

第2号は再任用職員の改正です。

附則第12号は55歳を超える6級以上職員は勤勉手当についても1.5%減額する規定となっております。

なお、今回の人事院勧告を踏まえて行う給与改定等に伴う影響額は、議会議員、特別職、町職員合わせて年間で約１，７５０万円の増額となります。

以上で説明を終わらせていただきます。議案第６７号、議案第６８号の２議案とも、ご審議賜り、ご賛同を得ますよう、よろしくお願いいたします。

日程第８ 議案第６９号 福崎町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議長 日程第８、議案第６９号、福崎町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

健康福祉課長 議案第６９号、福崎町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

今回の改正は平成２６年１１月１９日に健康保険法施行令等の一部を改正する政令が公布され、平成２７年１月１日から施行されることに伴い、条例の一部を改正するものです。

改正の内容は出産育児一時金の改正で、平成２７年１月１日から産科医療補償制度の保険料掛金が３万円から１万６，０００円に引き下げられることになりましたが、出産育児一時金の総支給額は、これまでと同額の４２万円を維持することに決定されたことにより、改正するものです。

産科医療補償制度は、平成２１年１月に創設され、分娩に関連して発症した重度脳性麻痺の赤ちゃんが速やかに補償を受けることができる制度で、補償金は総額３，０００万円が支払われます。

それでは、条例の一部改正について、ご説明いたします。議案第６９号資料の新旧対照表をごらんください。

第１０条第１項の出産育児一時金ですが、現行の３９万円に１万４，０００円を増額し、４０万４，０００円に改め、保険料掛金相当のただし書き加算金３万円から１万４，０００円を減額し、１万６，０００円に改めます。保険料引き下げ分を一時金の支給額に上乗せし、総支給額は改正前と同様の４２万円に据え置くものです。

附則としまして、この条例は平成２７年１月１日から施行するものです。

また、改正前の出産につきましては、なお従前の例によることとするものです。

平成２６年度の出産育児一時金の予算は３０件で１，２６０万円を計上しております。１１月までの実績は８件で、３３６万円の支出でございます。

以上、ご審議賜り、ご賛同いただきますよう、よろしくお願いいたします。

日程第 ９ 議案第７０号 福崎町公衆便所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

日程第１０ 議案第７１号 福崎町もちむぎのやかたの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議長 日程第９、議案第７０号、福崎町公衆便所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、及び日程第１０、議案第７１号、福崎町もちむぎのやかたの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを一括議題といたします。

両案に対する詳細なる説明を求めます。

地域振興課長 議案第７０号及び議案第７１号について、ご説明申し上げます。

まず、議案第 70 号、福崎町公衆便所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、今年度設置いたしました田原文珠公衆便所を本条例に追加するものでございます。

議案第 70 号の説明資料をごらんください。

追加する公衆便所は、名称田原文珠公衆便所、位置は福崎町東田原 1891 番地 8 でありまして、妙徳山神積寺の南、町道文珠荘線に隣接する町有地に設置をしたものでございます。なお、これによりまして本町の公衆便所は福崎駅前及び辻川界限に加えて 3 カ所となります。

続きまして、議案第 71 号について、ご説明申し上げます。

福崎町もちむぎのやかたの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、もちむぎのやかたの休館日及び利用時間を改正しようとするものでございます。

議案第 71 号説明資料をごらんください。

もちむぎのやかたの休館日は現行条例第 7 条に記載のとおり水曜日でございますが、売店を除くとしており、1 週間を通して完全閉館日がない営業を行っております。このため、土・日・祝日など繁忙日の対応をするためには、従業員に規定時間以上の勤務をさせる必要が生じております。また、同じ辻川界限にある柳田國男・松岡家記念館や歴史民俗資料館は月曜日が休館となっているため、月曜日及び水曜日に辻川界限を来訪される皆様には、双方の施設を楽しんでいただくことができないという状況でございます。

このようなことから、もちむぎのやかたの合理的な経営と、辻川界限への来訪者に十分なおもてなしを提供できる体制を整えるため、月曜日を完全休館日とするものです。

なお、もちむぎのやかたにおきましては、月曜日が祝日となる場合は営業いたしまして、その翌日、火曜日を休館日といたします。利用時間につきましては、現条例では午前 10 時から午後 7 時、土・日・祝日は午後 8 時までとしておりますが、運用上これまで開館時間を変更しながら営業をしてまいりました。現在は午前 9 時から午後 5 時、土・日・祝日は午後 7 時までの営業としております。これによりまして従業員の規定時間外勤務が減少しまして、処遇改善が図られており、また、営業時間の短縮による問題も発生していないことから、現行の運用時間を基本に運営していくことといたしましたので、休館日と合わせて条例改正をさせていただきます。

なお、改正後の施行日につきましては、平成 27 年 1 月 1 日からとしております。

以上、議案第 70 号及び第 71 号の説明とさせていただきます。

両議案ともご審議賜り、ご賛同いただきますよう、よろしくお願いいたします。

日程第 11 議案第 72 号 福崎町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

議長 日程第 11、議案第 72 号、福崎町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

住民生活課長 議案第 72 号、福崎町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

今回の改正は、平成 26 年 4 月 23 日に次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律が公布され、平

成 2 6 年 1 2 月 1 日に児童扶養手当法が一部改正されることに伴い、条例中に児童扶養手当法の条文を引用しているため、関係条文の整備を行うものでございます。

児童扶養手当につきましては、公的年金を受給される方については、児童扶養手当を受給できませんでしたが、公的年金の受給額が児童扶養手当の支給額に満たない場合は、その差額分の児童扶養手当を受給できるようになるというものでございます。

今回の条例改正による損害補償の内容等については変更はございません。なお、この条例は公布の日から施行し、平成 2 6 年 1 2 月 1 日から適用するものでございます。

議案第 7 2 号資料に新旧対照表をお示ししておりますので、ご参照くださいますよう、お願いします。

以上、ご審議賜り、ご賛同いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 議案説明の途中ですが、しばらく休憩いたします。

再開時刻を 1 0 時 4 5 分といたします。

◇

休憩 午前 1 0 時 2 7 分

再開 午前 1 0 時 4 5 分

◇

議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第 1 2 議案第 7 3 号 福崎町屋外体育施設の設置及び管理に関する条例の制定について

議 長 日程第 1 2、議案第 7 3 号、福崎町屋外体育施設の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

社会教育課長 議案第 7 3 号、福崎町屋外体育施設の設置及び管理に関する条例の制定につきまして、ご説明申し上げます。

この条例は町民グラウンドとスポーツ公園の設置及び管理に関する条例が別々であったのを、それぞれの条項がほぼ同一であることから、二つの条例を一本化し、合わせて新たに設置される多目的ドームを加え、使用料などを整備しようとするものです。

なお、この条例の制定に伴い、福崎町民グラウンド設置及び管理に関する条例、並びに福崎町スポーツ公園設置及び管理に関する条例を廃止いたします。

議案第 7 3 号資料をごらんください。資料の 2 ページに現在の福崎町民グラウンド設置及び管理に関する条例を、3 ページに福崎町スポーツ公園設置及び管理に関する条例をつけております。この二つの条例のそれぞれの条項を比較して見ていただければわかりますように、ほぼ同様の内容となっております。新しい条例では、現条例の条項をほぼそのまま継承しておりますので、変更、追加した内容について、ご説明をさせていただきます。

資料の 1 ページをごらんください。

まず、設置理由でございます。第 1 条は設置として、この施設の設置目的を規定しております。現条例では、町民グラウンド、スポーツ公園とも町民のスポーツ、レクリエーションを通して心身の健全な発達を図ることが主な設置目的となっていました。今回、防災施設としての一面を加えております。

次に、2 番目の名称及び位置でございます。第 2 条は名称と場所を規定してお

ります。現条例の名称、位置はそのまま、新たに多目的ドームを第3グラウンドとして追加をいたしております。ただ、愛称はさるびあドームと決定をいたしましたので、一般的にはさるびあドームとして啓発をしていく予定でございます。

3番目は使用料です。第10条では使用料について規定をしておりますが、別表にありますように、新たな第3グラウンドは、半日1,000円、1日2,000円、夜間1,000円といたしました。照明料は屋根のついた部分とついていない部分が別々で動作するようにいたしましたので、片面1時間500円といたしました。

使用料については、町の各施設ともことし7月から消費税分を反映させ、値上げをしていますが、第3グラウンドにつきましては、少しでも安価で利用しやすいように、100円単位で決定をいたしました。

また、スポーツ公園のゲートボール場は、現在、半日530円、1日1,060円ですが、ここ5年間の使用料収入は全くなく、豪雨時には調整池としても利用していますので、今回無料で開放することといたしました。

この条例は平成27年4月1日から施行いたします。

なお、規則については、今後多目的ドームの附属設備の整備が実施されますので、3月までには新たな規則を制定する予定でございます。

以上、議案第73号、福崎町屋外体育施設の設置及び管理に関する条例の制定についての説明とさせていただきます。

ご審議賜り、ご賛同いただきますよう、よろしくお願いをいたします。

日程第13 議案第74号 福崎町第5次総合計画基本構想及び基本計画について

日程第14 議案第75号 平成26年度福崎町一般会計補正予算（第4号）について

議長 日程第13、議案第74号、福崎町第5次総合計画基本構想及び基本計画について、及び日程第14、議案第75号、平成26年度福崎町一般会計補正予算（第4号）についてを一括議題といたします。

両案に対する詳細なる説明を求めます。

企画財政課長 議案提案の前に、議案第74号の差し替え理由等をご説明申し上げます。

基本構想、基本計画の前におつけをいたします計画の序論が本日資料としてお示しをできていないため、計画期間が不明瞭となりますので、文言を追加させていただくものであります。

訂正の箇所は、議案のかがみ、「記」以下、福崎町第5次総合計画の基本構想と書かれている後ろに、計画期間平成26年度から平成35年度、基本計画の後ろに、計画期間平成26年度から平成30年度を追加するものでございます。

以上、差し替えをお願いいたしまして、おわびを申し上げます。

それでは、議案第74号、福崎町第5次総合計画基本構想及び基本計画について、ご説明を申し上げます。

総合計画につきましては、町の総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本方針として策定をするものです。

本町では、昭和45年7月に第1次総合計画を策定して以来、第4次総合計画は平成16年3月に議会で議決をいただきましたが、平成26年3月末で計画期間を終了いたしました。この間、平成23年5月の地方自治法の改正によりまして、総合計画基本構想の議決義務は撤廃をされました。しかしながら、当町では総合計画の策定は必要と考え、総合計画の策定根拠となる福崎町自治基本条例を平成25年7月に施行し、その後、総合計画の策定を進めてまいりました。自治

基本条例では、基本構想に加え、基本計画も議決の対象としております。

第5次総合計画の策定に当たり、役場内ではワーキンググループで第4次後期基本計画の検証、そして施策シートの作成を行い、策定委員会で検討を重ねてまいりました。また、平成25年度には住民公募委員で構成するまちづくり委員会を8回開催し、新しい福崎町のまちづくりへの提言として取りまとめを行いました。

平成25年11月に住民アンケート、平成26年9月にはパブリックコメントを実施し、住民意見の反映に努めました。総合計画審議会は9回開催し、平成26年11月12日に答申を受けました。答申の内容につきましては、議案第74号説明資料の1ページにお示しをしておりますので、ご参照ください。

それでは、議案に沿ってご説明を申し上げます。

福崎町第5次総合計画案の2ページ、基本構想、第1章まちの将来目標でございます。

(1) 基本理念につきましては、昨年7月に制定した自治基本条例の基本原則を受け、自律（立）のまちづくりを基本に、参画と協働のまちづくりにより、調和のとれたまちづくりを進めることを基本理念としております。

(2) の将来像につきましては、一段落目では第4次総合計画の継承発展で策定を進めること、2段落目では、本町に関係する新しい社会の動きについて、3段落目では本町の10年間の歩みなどをまとめております。さらに、これからの町の方向性を2ページの一番下の段落で示しておりますが、福崎町のまちづくりの課題として、まとまりのある町の強みを生かしまして、一つの町において住む、学ぶ、働くの三つの機能の調和を目指しております。

そこで、3ページの上段であります。まちの将来像として、第4次総合計画を継承し、「活力にあふれ風格のある住みよいまち」とし、「住んで、学んで、働いて、未来につながる福崎」というサブタイトルをつけております。「住んで、学んで、働いて」と福崎町の強みをわかりやすく表現をいたしまして、「未来へつながる」では、その強みを未来への時間軸としてのつながりと、人と交流などの空間軸としてのつながりという意味を込め、表現をしております。

次の、まちづくりの主体像ですが、自治基本条例で幅広く捉えた町民と町行政の二つの主体に分けまして、それぞれにどういう役割を担っているのかを記載しております。

まず、町民ですが、自治基本条例では町内に住所を有する者を住民、町民は住民及び自治会などの各種団体、町内へ通勤または通学をする人、町内で事業または活動を行う団体としております。

町民の役割としては、住民同士の共助、自治会やボランティア、NPOの団体による効果的な活動、近隣市町からの通勤通学者などの町外からの視点によるまちづくりへの関与、環境に配慮した地域貢献の四つの役割を示しております。

町行政につきましては、町民の、住民の自律（立）を支える役割、参画と協働を進めるための積極的な情報提供、町民がより活動しやすくするための支援の三つを掲げております。

次に、4ページの将来人口では、1段落目では全国的には人口減少が進んでいる中で、本町における近年の出産や転入出の状況が今後も続くと仮定した場合の10年後の人口推計といたしまして、1万8,500人であるとしております。

そして、人口を維持するため、良好な住環境整備や子育て支援の充実などによりまして、住みやすく、子育てのしやすい町として、目標年次における将来人口は1万9,500人と、現状を維持する数値目標を定めました。

さらに、4 ページ中ほどからは、福崎町独自の人口の考え方として、通勤、通学、福崎町内で活動、交流する人を、福崎つながり人と位置づけ、数値での目標は特に定めてはおりませんが、定住人口が仮に減少しても、交流人口をふやすことで福崎町を活性化していく目標としております。

土地利用等につきましては、5 ページから 7 ページに土地利用や都市構造の考え方を文章で表現をしております。

8 ページをごらんください。

8 ページは土地利用概念図で、面的な広がり、ゾーニングを大まかに表現したものであります。土地利用概念図の第 4 次総合計画からの変更点は、都市計画法改正によりまして実現が困難となった市街化調整区域の住宅の大規模開発は削除をしております。JR 福崎駅周辺は商業ゾーンとして商業用地の整備という位置づけでしたが、それを削りまして、現在、町が進めている駅周辺整備のほか、民間開発予定地を楕円で大きく囲んで、駅周辺整備のエリアとしております。

また、七種山周辺と春日山周辺をレクリエーション、観光ゾーンに改めております。この図面を文章で表現したものが、5 ページから 7 ページでございます。

9 ページは、町の構造図で、町の構造を点と線のイメージで表現したものです。ここでは 2 点変更を加えております。1 点目は福崎駅横のグレーの部分ですが、前は広域交通核としておりました。これを、地域交通核に改めております。

二つ目は、ダイダイ色の三つの丸で示しておる文化ゾーンです。それぞれに特徴を持たせており、文化センター周辺は文化拠点、辻川界隈は歴史・文化・観光、図書館、多目的グラウンドや旬彩蔵、道の駅の予定地周辺では、交流・文化・レクリエーションという機能で示しております。

次に、10 ページの第 2 章、まちづくりの基本方向（政策）をごらんください。

2-1、地域づくり行政では、参画と協働をテーマに、第 1 段落目で、全国的な動向として、住民主体のまちづくりが進んでおり、本町においても福祉などの各種分野でボランティア団体が結成され、大学、事業者、学生などの参加によるまちづくり活動が活発化してきております。5 行目では、今後は自律（立）のまちづくりを基本に、協働や連携による活動を進めます。7 行目からは、参画と協働、地域づくり、国際化、行財政、情報化と広域行政の五つの施策について、簡潔にまとめております。

基本構想につきましては、10 年間を見越しまして、基本計画の 5 年間よりは膨らみを持たせた表現で、基本方向を表現しております。

11 ページの 2-2、教育・文化でございますが、ここでは人づくりをテーマとしてまとめております。8 行目の「今後は」では、心豊かな人づくりを目指し、心の豊かさや生きる力を重視した教育や、地域文化、スポーツ、レクリエーションの振興を図るという目標にしております。

12 ページの 2-3、生活・環境では、安全がテーマでございますが、4 行目、「今後は」のところでは、住民が主体となった良好な環境づくりや防災、防犯のまちづくりを推進するという目標にしております。また、大きな視点での環境問題への積極的な取り組みを図り、安全で安心して住み続けられる環境づくりを進めます。

13 ページの 2-4、健康・医療・福祉、テーマは安心でございますが、6 行目の「今後は」のところでは、住みよい、住み続けたいまちづくりを目指し、一人一人の主体的な健康づくり支援や、高齢者や障がい者の生きがいづくりを進めます。

14 ページの 2-5、産業振興、テーマ、活力では、8 行目で、今後は地産地

消を重視した農業の推進や、当町の立地条件を生かした商工業、地域資源を生かした観光・交流の振興を進めてまいります。

15ページの2-6、まちの基盤、テーマ、利便・快適では、4行目では、今後は安全性の確保、利便性、快適性、魅力の向上を目指しまして、文化の香るまちの風格づくりに努め、住みよさを重視した基盤づくりを推進し、まちの顔づくりとしてJR福崎駅周辺整備を進めます。

次に、基本計画案につきましては、各ワーキンググループ及び各課でこれまでに作成をしてまいりました施策シートをもとにして作成をいたしました。第1章から第6章まで六つの柱ごとにそれぞれ施策を置いております。

基本計画の施策につきましては、まちづくりの基本方向、政策においても簡潔に取りまとめておりますが、ここでは前期基本計画としての町の取り組みなどを中心に、主なものをご説明申し上げます。

18ページの第1章、地域づくり・行政、施策1、参画と協働では、情報公開の推進と、住民のまちづくり活動への参加促進や大学等との連携、男女共同参画社会の実現を進めます。

20ページの施策2、地域づくりでは、自律（立）のまちづくりの推進や、ボランティアなど、地域コミュニティ活動への支援を行ってまいります。

22ページの施策3、国際化では、学校教育や日本語サロンなどの取り組みを通じまして、異文化交流への関心を高めてまいります。

24ページの施策4、行財政では、職員研修などによる人材育成と自主財源の確保や財政計画に基づき、財政の健全化に努めます。

26ページの施策5、情報化と広域行政では、マイナンバー制度の対応や地方中枢拠点都市や地方創生の動向などに留意しながら、新たな広域連携を進めてまいります。

28ページの第2章、教育・文化、施策1、保育・就学前教育では、認定こども園への移行を視野に入れた保育と就学前教育の取り組みを進めます。

30ページの施策2、学校教育では、長寿命化計画による学校環境整備推進と、学習支援員などの充実やいじめ問題への適切な対応を進めてまいります。

32ページの施策3、子育て支援では、子育て支援センターなどの充実や地域ぐるみでの子育て支援に取り組みます。

34ページの施策4、青少年健全育成では、地域全体でふるさと学習などによる人材育成や、青少年の健全育成に取り組みます。

36ページの施策5、生涯学習では、文化プロデューサー養成講座など、人材育成に重点を置いた生涯学習の充実に取り組みます。

38ページの施策6、人権教育では、学校教育や地域において、あらゆる人権課題の解決に向けた取り組みを推進いたします。

40ページの施策7、芸術・文化、文化財では、辻川界限を中心に観光振興を含めた民俗学のふるさとづくりを推進いたします。

42ページの施策8、スポーツ・レクリエーションでは、スポーツ施設の充実整備に努め、住民の健康増進と体力向上を目指します。

44ページの第3章、生活・環境、施策1、環境保全では、自然保護や生活環境保全などの啓発を図り、住民意識の高揚に努めます。

46ページ、施策2、循環型社会では、持続可能な環境型社会を形成するため、ごみの減量化やリサイクルの推進に取り組みます。

48ページの施策3、消防・救急では、住民の安全・安心を確保するため、常備及び非常備消防体制の充実を図ります。

50ページの施策4、防災・減災では、防災関係機関との連携や、防災施設の整備・充実など、防災体制の整備により、地域防災力の向上を図ります。

52ページの施策5、交通安全では、啓発の推進や交通安全施設整備に取り組みます。

54ページ、施策6、防犯では、まちづくりで防犯活動を推進し、防犯環境の整備により、安全な地域づくりに取り組みます。

56ページの施策7、消費者行政では、神崎郡消費生活中核センターを中心に、啓発・相談業務の充実を図ります。

58ページ、第4章、健康・医療・福祉（安心）、施策1、健康・医療では、誰もが受けやすい健診体制の整備と、健康づくりや食育の推進を図ります。

60ページの施策2、地域福祉では、社会福祉協議会などと連携をいたしまして、地域総合援護システムの活性化など、地域福祉ネットワークの充実を図ります。

62ページの施策3、高齢者福祉では、高齢者が住みなれた地域で過ごせるよう、介護予防や介護サービスを一体的に提供いたします。また、認知症支援対策や生きがいづくりに取り組みます。

64ページの施策4、障がい福祉では、障がい者が地域社会の一員として安心して生活できるよう、福祉サービスの充実を図ります。

66ページ、施策5、自立支援では、生活困窮世帯などへの自立の相談、支援に努めます。

68ページ、第5章、産業振興（活力）、施策1、農林業では、厳しい環境にある農林業の活性化に向け、伝統的な食文化を育んできた家族農業を守りつつ、農業基盤の整備に取り組みます。

70ページの施策2、商工業では、商工業振興基本条例を制定し、買い物難民の解消のため、小規模商店、商業店舗の活性化や中小企業の支援など、地域と一体となった商工業の振興を図ります。

72ページ、施策3、観光では、辻川界限はもとより、七種山、春日山などの観光資源を活用し、魅力ある観光の振興を図ります。

74ページ、第6章、まちの基盤（利便・快適）、施策1、道路・交通では、道路や道路施設の長寿命化や点検により、安全で快適な道路ネットワークの構築を行います。

76ページ、施策2、上水道では、水道施設の計画的な維持更新を進め、安全・安心な水道水の確保、提供を行います。

78ページ、施策3、下水道では、雨水幹線整備の推進と、下水道接続率の向上に向け、取り組みます。

80ページの施策4、公園緑地では、辻川山周辺の整備を進めるとともに、既存の公園施設の適正管理に努めます。

82ページ、施策5、市街地整備につきましては、JR福崎駅周辺整備を推進するとともに、社会状況の変化などに対応した都市計画の見直しを進めます。

84ページ、施策6、住宅では、空き家対策を進め、定住を促進するとともに、耐震化を進めるなど、安心・安全な住まいづくりを推進します。

総合計画審議会やパブリックコメントなどの意見を反映いたしまして、このような施策体系で基本計画を取りまとめております。

以上、議案第74号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第75号について、ご説明を申し上げます。

平成26年度一般会計補正予算（第4号）は、既定の歳入歳出予算の総額に1

億 5, 0 1 0 万円を追加し、補正後の予算総額を 8 7 億 8, 8 5 0 万円とするものです。

主な補正内容は、地方公務員の人事院勧告に基づく、職員の給与改定並びに人事異動等による人件費の増減、保育所入所園児数の増加による保育所費の増額、西治宮農組合に対する経営体育成支援事業補助金、田原小学校体育館整備費などでございます。

まず、全般に係る人件費の補正内容につきましては、人事院勧告に合わせた若年層を中心とした俸給月額引き上げ、期末手当または勤勉手当の 0. 1 5 カ月分の引き上げといった給与改定等による増額、4 月 1 日以降の職員の人事異動による各目間における増減と当初予算で積算をしておりました保育所等の臨時職員の採用減などによる減額、こういったものを精算して計上しております。

一般会計予算に係る特別職 3 名並びに水道事業を除く職員 2 3 2 名に係る人件費の補正額につきましては、一般会計職員で 6 0 1 万 9, 0 0 0 円の減、特別会計に対する繰出金で 9 5 8 万 4, 0 0 0 円の増、合計で 3 5 6 万 5, 0 0 0 円の増額となります。特別職 3 名は合計で 3 5 万 3, 0 0 0 円の増額となります。3 5 6 万 5, 0 0 0 円の増額の主な項目別内訳につきましては、給与では 1, 4 6 5 万 9, 0 0 0 円の減、期末勤勉手当で 9 4 5 万 1, 0 0 0 円の増、県共済組合負担金は人勧による給与や期末勤勉手当の増に伴い 1 9 9 万 1, 0 0 0 円の増、その他職員手当では昇格による管理職手当や 3 回の台風への対応、駅周辺整備などに係る時間外手当、時間外勤務手当などは増となりましたが、このたびの人事院勧告の影響額は、全会計で約 1, 7 0 0 万円の増となっております。

議案第 7 5 号説明資料の 1 ページに、全会計の給与費明細書をおつけしておりますので、ご参照ください。

それでは、歳入歳出予算につきまして、事項別明細書でご説明申し上げます。歳出の 2 3、2 4 ページをお開き願います。

なお、職員人件費の補正項目につきましては、先ほどの説明内容と重複しますので、詳細説明は省略をさせていただきます。

(以下、事項別明細書朗読説明につき省略)

以上、議案第 7 5 号の説明とさせていただきます。7 4 号ともよろしくご審議を賜り、ご賛同いただきますよう、お願い申し上げます。

- | | | |
|---------|-----------|--|
| 日程第 1 5 | 議案第 7 6 号 | 平成 2 6 年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について |
| 日程第 1 6 | 議案第 7 7 号 | 平成 2 6 年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）について |
| 日程第 1 7 | 議案第 7 8 号 | 平成 2 6 年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について |

議 長 日程第 1 5、議案第 7 6 号、平成 2 6 年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）についてから、日程第 1 7、議案第 7 8 号、平成 2 6 年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）についてまでの議案を一括議題いたします。

各案に対する詳細なる説明を求めます。

健康福祉課長 議案第 7 6 号から 7 8 号までについて、ご説明いたします。

第 7 6 号、平成 2 6 年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について、ご説明申し上げます。

今回の改正は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,410万7,000円を追加し、補正後の予算額を、それぞれ20億1,010万7,000円とするものです。

補正の内容は人件費の補正と、平成25年度の療養給付費等の確定により、国、県、支払基金の交付額が確定しましたので、既に交付されている交付金を精算し、返還額を補正するものです。

詳細につきましては、事項別明細書で説明いたします。

(以下、事項別明細書朗読説明につき省略)

以上で、議案第76号の説明を終わります。

続きまして、議案第77号、平成26年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ8万2,000円を増額し、補正後の予算額を、それぞれ2億2,988万2,000円とするものです。

補正の内容は人事院勧告に伴う給与改定によるもので、歳出では総務費の一般管理費と、歳入では繰入金の一般会計繰入金をそれぞれ8万2,000円増額するものです。

以上で、議案第77号の説明を終わります。

続きまして、議案第78号、平成26年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ651万7,000円を追加し、補正後の予算額を、それぞれ14億2,281万7,000円とするものです。

補正の内容は人件費と平成25年度の介護サービス給付費の確定により、ルールに基づき国、県、支払基金の交付額が確定しましたので、既に交付されている交付金を精算し、返還額を補正するもの、及び、介護保険料過誤還付金を補正するものです。

詳細につきましては、事項別明細書で説明いたします。

(以下、事項別明細書朗読説明につき省略)

以上で、説明を終わります。3議案ともご審議賜り、ご賛同いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

- | | | |
|-------|--------|------------------------------------|
| 日程第18 | 議案第79号 | 平成26年度福崎町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について |
| 日程第19 | 議案第80号 | 平成26年度福崎町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について |
| 日程第20 | 議案第81号 | 平成26年度福崎町水道事業会計補正予算(第1号)について |
| 日程第21 | 議案第82号 | 平成26年度福崎町工業用水道事業会計補正予算(第1号)について |

議長 日程第18、議案第79号、平成26年度福崎町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)についてから、日程第21、議案第82号、平成26年度福崎町工業用水道事業会計補正予算(第1号)についてまでの議案を一括議題といたします。

各案に対する詳細なる説明を求めます。

上下水道課長 まず、議案第79号について、ご説明申し上げます。

平成26年度福崎町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）であります。

この補正予算は、第1表では人件費の補正をお願いするもので、既定の総額に歳入歳出それぞれ10万1,000円を追加し、歳入歳出総額を2億5,750万1,000円とするものであります。

内容につきましては、後ろに事項別明細書及び給与費明細書を添付しておりますので、後ほどごらんください。

以上で、議案第79号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第80号について、ご説明申し上げます。

平成26年度福崎町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）であります。

この補正予算は、第1表では下水道マンホール調整コンクリート工事直し工事に係る費用請求事件和解に伴う収入及び弁護士報酬等の支出並びに人件費の補正をお願いするもので、既定の総額から歳入歳出それぞれ1,836万円を増額し、歳入歳出総額を15億6,456万円とするものであります。

内容につきましては、後ろの事項別明細書により説明を申し上げます。

（以下、事項別明細書朗読説明につき省略）

以上で、議案第80号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第81号であります。

平成26年度福崎町水道事業補正予算（第1号）についてであります。

この補正は、給与改定及び職員の異動等による人件費の補正をお願いするもので、2条では予算第3条の収益的支出を221万6,000円増額し、3億4,748万4,000円に、第3条では予算第9条の職員給与費を221万6,000円減額し、3,963万6,000円にしようとするものであります。

内容につきましては、事項別明細書より説明をさせていただきます。

（以下、事項別明細書朗読説明につき省略）

以上で、81号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、82号の説明にまいります。

平成26年度福崎町工業用水道事業会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

この補正は人件費の補正をお願いするもので、第2条では予算第3条の収益的支出を41万1,000円増額し、4,011万1,000円に、また、第3条では予算第8条の職員給与費を41万1,000円増額し、1,012万3,000円にしようとするものです。

内容につきましては、事項別明細書より説明をさせていただきます。

（以下、事項別明細書朗読説明につき省略）

以上で、82号の説明を終わらせていただきます。

4議案ともご審議を賜り、ご賛同いただきますよう、よろしく願いを申し上げます。

日程第22 議案第83号 字区域の変更について

議長 日程第22、議案第83号、字区域の変更についてを議題といたします。
本案に対する詳細なる説明を求めます。

農林振興課長 議案第83号について、ご説明申し上げます。

議案第83号、字区域の変更につきましては、土地改良事業、西治地区ほ場整備事業に伴う字の区域を一部変更するもので、土地改良法の規定による換地処分を行いたいのので、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決をお願い

いするものでございます。

変更内容は別紙の変更調書のとおりで、変更前、変更後の字をお示ししております。

別紙３ページ目の表の下段には、道路、水路である公有地の字変更について記載をしています。

議案第８３号資料１ページをごらんください。字区域の変更前をお示ししております。

資料２ページをごらんください。字区域の変更後をお示ししております。

ほ場整備工事実施により、新しくできた河川、道路、水路、畦畔沿いを字界としております。

資料３ページをごらんください。字区域の出入りの箇所図でございます。図面の着色部分が字区域の変更となる箇所になります。

以上、ご審議賜り、ご賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

日程第２３ 議案第８４号 工事請負契約の変更について（福崎工業団地下水道面整備工事（第１工区））

議長 日程第２３、議案第８４号、工事請負契約の変更（福崎工業団地下水道面整備工事（第１工区））についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

上下水道課長 議案第８４号について、ご説明申し上げます。

議案第８４号資料をごらんください。

福崎工業団地下水道面整備工事（第１工区）について、工事請負契約の変更を締結するため、地方自治法第９６条第１項第５号の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

資料左上の推進工法を変更とお示しをしている区域で、本工事に先立ち工事準備の試掘及び開削工施工中におきまして、当初詳細設計で行った地質調査の想定より、硬質な岩盤が多量に出現をしましてまいりました。推進工法の再検討に必要な岩盤に関する土質データを可能な限り収集するため、ボーリング調査を８カ所追加いたしました。その結果、非常にかたい岩盤の区域が測定できましたので、推進工法を当初のアイアンモール工法から、かたい岩盤に対応可能なロックマン工法に延長１３７．５メートルの変更が生じます。今後残る推進工法の区域におきましても、変更が生じる可能性があります。

今回の変更額の内訳といたしましては、ボーリング調査８カ所の追加により約２００万円、推進工法の変更により約１，６４０万円の増額となります。

以上で、議案第８４号の説明を終わらせていただきます。

ご審議を賜り、ご賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

日程第２４ 議案第８５号 工事請負契約の変更について（（仮称）福崎町多目的公園整備工事）

議長 日程第２４、議案第８５号、工事請負契約の変更（（仮称）福崎町多目的公園整備工事）についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

まちづくり課長 議案第８５号、工事請負契約の変更（（仮称）福崎町多目的公園整備工事）について、ご説明申し上げます。

(仮称) 福崎町多目的公園整備工事において、多目的ドーム及び多目的広場の外周部に防球ネットを設置するほか、工事を進める中で変更が生じたため、議会の審議をいただきたく、お諮りをするものでございます。

議案第 85 号資料をごらんください。

資料左側の配置図に変更の位置と、右側の欄に変更内容をお示しをしております。

①多目的ドーム及び多目的広場の外周部に、高さ 4 メートルの防球ネットを延長 305 メートル設置することで、約 954 万円の増額。

②図書館の花壇の一部を利用し、多目的広場を 97 平方メートル拡大することで、207 万円の増。

③利用者の安全のため、多目的ドーム内の柱 18 本の内側に、安全保護カバーを設置することで約 193 万円の増。

④多目的ドーム及び多目的広場を含めたグラウンドの東側半分の排水は、敷地に隣接する東側用水路に直接放流するものとしておりましたが、東側用水路は梅雨時期などの豪雨の際に出水によってあふれるおそれがあるため、水路断面に余裕のある、町道図書館南線を横断した先の水路へ直接放流するため、開渠 110 メートルのうち、ドーム付近約 60 メートルを暗渠としたことで、約 118 万円の増。

⑤非常電源設備設置により生じた管理棟に設置する分電盤の変更及び新たな配管、配線が生じたこと、また、非常放送設備を設置することで、約 116 万円の増となります。

⑥敷地内のグラウンド下の計画高から、グラウンドほかのすき取りによりまして、土工により発生した残土処分が 539 立米増加したことにより、約 393 万円の増となります。

⑦仮設工事において、敷地周囲に成型鋼板、高さ 2 メートルを設置する予定でしたが、フェンスバリケード、高さ 1.8 メートルに変更したことにより、約 104 万円の減となります。

⑧多目的ドーム周囲の柱間 16 カ所にカーテン式の防球ネット、高さ 4.5 メートルを設置予定でしたが、①で説明しました防球フェンスを設置することで取りやめとしたため、417 万円の減となります。

⑨敷地南側道路沿いで遊歩道整備を予定しておりましたが、図書館南線道路改修工事で歩道として整備することとしたため、この部分のカラー舗装 160 平方メートルを取りやめることで、約 231 万円の減となります。

総額で 1,280 万 1,240 円の増額となり、変更後の契約金額を 4 億 1,888 万 1,240 円とするものでございます。

以上で、議案第 85 号の説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜り、ご賛同いただきますよう、お願い申し上げます。

議長 以上で、本定例会の 1 日目の日程は終わりました。

12 月 8 日は議案調査のために休会といたします。

次の定例会 2 日目は 12 月 9 日、午前 9 時 30 分から再開いたします。

それでは、本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでございました。

散会 午前 11 時 53 分

議長 なお、13 時から全員協議会を開催しますので、議員の皆様は第 1 委員会室にご参集をお願いいたします。

